

高等教育の国際化に関する施策

文部科学省 高等教育局 参事官（国際担当）



文部科学省



グローバル社会で我が国の未来を担う人材の育成

令和7年度予算額（案） 396億円
（前年度予算額 380億円）
令和6年度補正予算額 9億円



文部科学省

背景・課題

- 我が国の共生共存社会の実現をリードする人材の育成に向けて、「未来を創造する若者の留学促進イニシアティブ＜J-MIRAI＞」を踏まえ、グローバル人材育成に関係するステークホルダーが集う「Global×Innovation人材育成フォーラム」などを中心に、社会全体で留学機運の醸成を進め、安心して積極的に留学にチャレンジできる環境の整備等について議論。
- 日本人学生の海外留学及び優秀な外国人留学生の受入・定着からなる留学モビリティの向上、その基盤となる大学の国際化を強化するとともに、それぞれが相互に作用する好循環の創出が必要。

事業内容

1. 大学教育のグローバル展開力の強化 51億円（33億円）

（1）大学の国際化のための教育プログラム構築 30億円（31億円）

（1-1）多文化共生社会の実現に資する教育プログラムの推進 15億円（18億円）

日本人学生と外国人学生がそれぞれの文化的多様性を活かし共に学修することを「多文化共修」と位置付け、これらの共修科目や科目群・コースなどの開発・実施・普及を通して、優秀な人材の育成・獲得や、更なる大学の国際化を図る。

- 大学の国際化によるソーシャルインパクト創出支援事業
13件（地域等連携型10件/海外展開型3件：令和6年度-令和11年度）

（1-2）質の保証を伴った学生交流を行う教育プログラムの推進 15億円（13億円）

我が国にとって戦略的に重要な国・地域との間で、質保証を伴った学生交流等を推進する国際教育連携やネットワーク形成の取組を支援し、我が国の高等教育の国際競争力の更なる向上を図る。

- 大学の世界展開力強化事業
 - 豊富な天然資源や人口増加を背景として国際場裡において存在感を高めるグローバル・サウスの国々のうち、インド、アフリカの大学との質保証を伴う国際交流プログラムの構築・実施を支援 3億円（新規）
（令和7年度-令和11年度：12件程度）
 - EU諸国との大学間交流形成支援 1億円（1億円） ○米国等との大学間交流形成支援 5億円（5億円）
（令和6年度-令和10年度：8件程度） （令和5年度-令和9年度：13件）
 - インド太平洋地域等との大学間交流形成支援 2億円 ○アジア高等教育共同体（仮称）形成促進 3億円
（令和4年度-令和8年度：14件程度） （3億円） （令和3年度-令和7年度：21件） （3億円）

（2）大学院教育の国際化 20億円（2億円）

徹底した国際拠点形成の推進や、海外大学院・国際関係機関等とのネットワーク型の教育・研究指導の実施等を通じて、大学院教育の国際性を高める取組を支援する。

- 未来を先導する世界トップレベル大学院教育拠点創出事業 19億円（新規）
- 人文・社会科学系ネットワーク型大学院構築事業（国際連携型） 2億円（2億円）

2. 大学等の留学生交流の充実 345億円（346億円）【9億円】

（1）大学等の留学生交流の支援等 96億円（89億円）【4億円】

奨学金等支給による経済的負担の軽減。海外大学との協定に基づく留学生派遣の支援及び急激な物価高騰等に伴う奨学金単価を拡充（早期留学経験により留学機運を醸成しつつ中長期留学の重点的促進）するとともに、世界トップ大学の理系博士課程への留学支援を推進する。

- 大学等の海外留学支援制度 96億円（89億円）
 - 〈協定派遣型〉 56億円（55億円） 〈学位取得型〉大学院：13億円（9億円）
 - 〈協定受入型〉 17億円（17億円） 学部：10億円（7億円） 等
- 海外留学支援制度を利用する日本人学生の留学継続緊急対策 【4億円】

※令和6年度中の渡航を支援対象とする

（2）優秀な外国人留学生の戦略的な受入れ 250億円（257億円）【5億円】

戦略的な留学生受入れのための情報収集・分析、海外における関係機関の連携により日本留学に関する情報発信を強化し、優秀な外国人留学生の我が国への受入れを促進する。また、世界から優秀な学生を受け入れ、国内定着を促進するため、奨学金を戦略的に確保し、外国人留学生の国内就職等に資する取組を支援する。

- 日本留学促進のための海外ネットワーク機能強化事業 5億円（5億円）
（令和6年度-令和10年度：6拠点）
- 留学生就職促進プログラム 1億円（1億円）
（令和5年度-令和7年度：3拠点）
- 外国人留学生奨学金制度 219億円（224億円）
 - ・国費外国人留学生制度 177億円（182億円）
 - ・留学生受入れ促進プログラム 32億円（32億円）
 - ・高度外国人材育成課程履修支援制度2億円（2億円）等
- （独）日本学生支援機構運営費交付金（留学生事業） 59億円（61億円）
※留学生受入れ促進プログラム等の金額を除くと25億円（27億円）
- （独）日本学生支援機構施設整備費【5億円】
- ・留学生宿舍の運営 ・日本留学試験の実施 等

※（ ）内は前年度予算額、【 】内は令和6年度補正予算額
（担当：高等教育局参事官（国際担当）・高等教育企画課）

大学の世界展開力強化事業

令和7年度予算額（案）
（前年度予算額

15億円
13億円）



概要

- 世界的に学生の交流規模が拡大する中において、我が国にとり重要な国・地域の大学と質保証を伴った連携・学生交流を進め、国際通用性の高い教育を実現するとともに、我が国の大学教育のグローバル展開力を強化する。
- 令和7年度は、既存の採択事業を着実に推進するとともに、豊富な天然資源や人口増加を背景として国際場裡において存在感を高めるグローバル・サウスの国々との質保証を伴う国際交流プログラムの構築・展開を支援することで、これらの国々との連携を深化させ、産業振興やイノベーション創出に資する高度人材を育成する。

【教育未来創造会議＜未来を創造する若者の留学促進イニシアティブ（第二次提言）＞（2023年4月）】

・戦略的に留学生交流を推進すべき国・地域との大学間連携・学生交流を推進

【G7サミット（2023年5月@広島）】

・グローバル・サウスと呼ばれる新興国・途上国が存在感を高める中で、G7を超えた国際的なパートナーへの関与を強化し、これらの各国が直面する様々なニーズに応じてきめ細やかに対応するアプローチをとることが重要

【経済財政運営と改革の基本方針（骨太）2024】

・G7を始めとした同志国やASEAN・インドを含むグローバル・サウスとの国際共同研究、人材交流等を推進

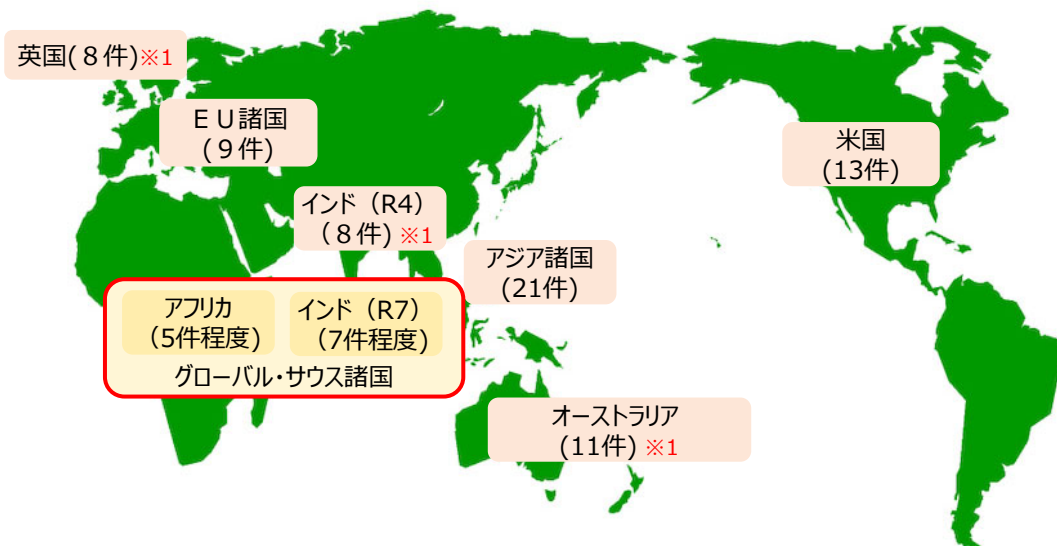
事業内容

- 地域毎の高等教育制度の相違を超え、単位の相互認定や成績管理、学位授与等を行う先導的な質保証を伴う国際交流プログラムを開発・実施
- これらのプログラムにより、日本人学生の海外派遣と外国人学生の受入を促進（事業期間：最大5年間）

取組例

- ✓ 高等教育制度の相違を超えた質保証の共通フレームワークの形成
- ✓ 単位の相互認定、共通の成績管理の実施
- ✓ 国際共同学位プログラムの策定・実施
- ✓ 学修成果や教育内容の可視化
- ✓ 企業と連携による学生へのインターンシップ機会の提供

補助期間	対象国	採択件数
令和3年度～7年度	アジア諸国（キャンパス・アジアプラスを含む）	21件
令和4年度～8年度	インド太平洋地域等（英・印・豪）	14件※1
令和5年度～9年度	米国	13件
令和6年度～10年度	EU諸国	9件
令和7年度～11年度	グローバル・サウス諸国（インド・アフリカ）（新規）	12件程度



※1：英・印・豪の複数の対象国と交流するものを含むため、各国における件数は延べ数となっている。

成果

- 日本の大学全体の国際通用性の向上
- 学生の成長を実現する教育力の向上
- J-MIRAIに掲げる目標達成へ貢献（2033年までに外国人留学生40万人受入れ、日本人学生50万人海外派遣）

大学の世界展開力強化事業

～グローバル・サウスの国々との大学間交流形成支援～



令和7年度予算額（案） 3億円（新規）

文部科学省

現状課題

- 国際秩序を揺るがす危機に世界が直面する中、G7を含む同盟国・同志国に加え、豊富な天然資源や人口増加を背景として国際場裡において存在感を高めるグローバル・サウスの国々との連携の重要性が高まっている
- 現状は圧倒的に少ないこれらの国々との学生交流を促進するプログラムを構築し、産業振興やイノベーション創出に資する高度人材の育成が必要

事業内容

- グローバル・サウスの国々のうち、特にインド、アフリカにおいては政治外交的対応が喫緊で求められており、これらの国々の大学との、質保証を伴う国際交流プログラムの構築・実施、プログラム自走化のための改革、大学全体の国際通用性ある体制の構築を一体的に行う先導的な大学を支援

<質保証を伴う国際交流プログラム>

- 質・量の両面で、対象地域との交流を一段と活性化させるための、**学位取得を目指すもの**や、**より特色や強みを活かした戦略的なプログラム**の開発・実施
- プログラムに参加した学生の留学や学修の成果を客観的に測定する仕組みの開発・導入

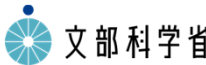
<プログラム自走化のための改革>

- **適切な受講料の設定・徴収や、学外資源の獲得等**による補助期間終了後の複数年に渡る**プログラムの自走化の計画立案**

<大学全体の国際通用性ある体制の構築>

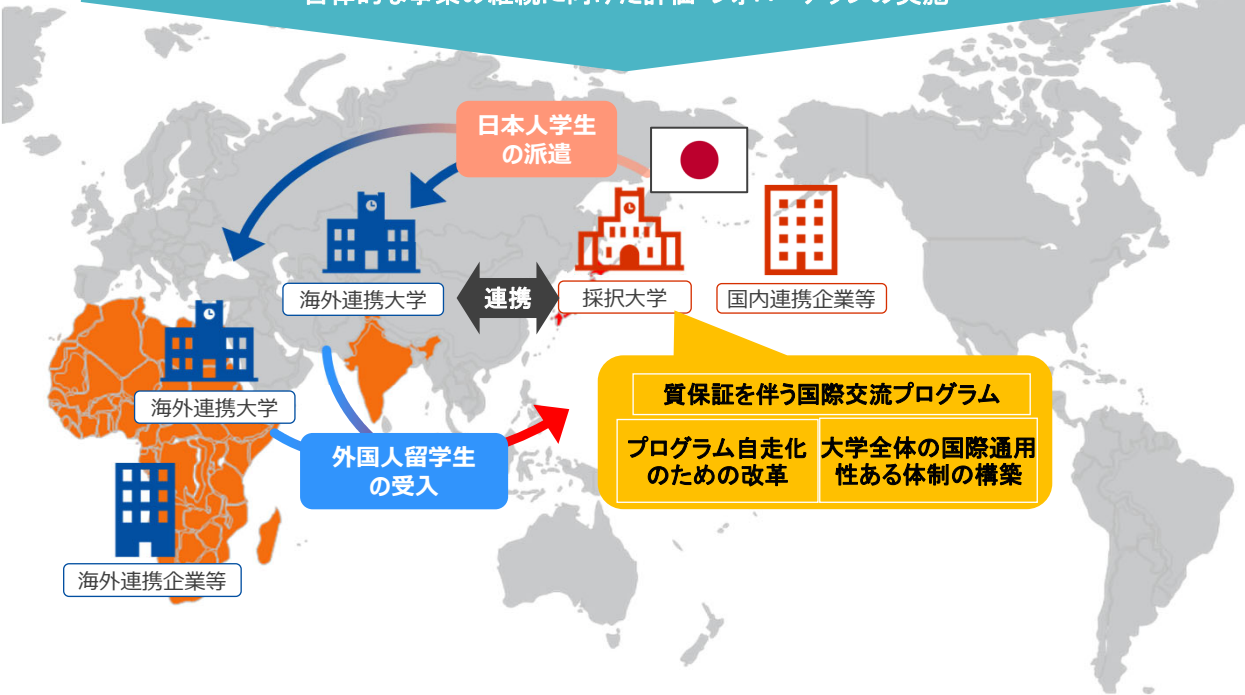
- 学修歴のデジタル化などの**教育DXの促進**や、**実渡航に繋がるカリキュラムや学事暦の柔軟化**、安全保障貿易管理の強化を含む**大学全体の国際通用性ある体制の構築**

事業実施期間		令和7年度～令和11年度（予定）
件数 × 単価	インド	7件程度 × 約20百万円
	アフリカ	5件程度 × 約32百万円



補助金の支出

自律的な事業の継続に向けた評価・フォローアップの実施



アウトプット（活動目標）

- ✓ 質保証を伴う国際交流プログラムの構築
- ✓ プログラムに参加する日本人学生の海外留学や外国人留学生受入の機会の増加

短期アウトカム（成果目標）

- ✓ プログラムへの参加による日本人学生の海外留学者数の増加
- ✓ プログラムへの参加による外国人留学生の受入数の増加

長期アウトカム（成果目標）

- ✓ 日本の大学全体の国際通用性の向上
- ✓ 学生の成長を実現する教育力の向上
- ✓ J-MIRAIに掲げる目標達成へ貢献（2033年までに外国人留学生40万人受入れ、日本人学生50万人海外派遣）

大学の国際化によるソーシャルインパクト創出支援事業

令和7年度予算額（案）
（前年度予算額）

15億円
18億円



文部科学省

背景・概要

教育未来創造会議「未来を創造する若者の留学促進イニシアティブ（第二次提言）」
（R5.4.27）に以下の文言が盛り込まれた。

- 「多様な文化的背景に基づいた価値観を学び理解し合う環境を創出する」
- 「より強力に高等教育段階の人的交流を促進し、質の高い大学や留学生の交流を積極的に進め」「多文化共生社会への変革」を目指す

日本人学生と外国人学生がそれぞれの文化的多様性を活かし共に学修することを「多文化共修」と位置付け、これらの共修科目や科目群・コースなどの開発・実施・普及を通して、優秀な人材の育成・獲得や、更なる大学の国際化を図る。

多文化共生社会の実現を牽引

事業内容

I. 地域等連携型

大学等が所在する、ないし教育研究活動を行う地域等との連携による多文化共修科目等を開発・実施。

- 件数・単価：10件×約100～150百万円

具体的取組例

- 地方公共団体や企業、NPO・NGO・国際機関等と連携し、これらの機関が所在しない活動する国内外の地域が抱える課題をテーマとする多文化共修科目等の開発・実施
- 地方公共団体や地域の企業等との連携による、優秀な外国人留学生の受入れ・定着

II. 海外展開型

現地連携大学等に開設する海外拠点の活用により、日本人学生の海外留学を促進し、これらの日本人学生と現地連携大学等の学生等が参加する多文化共修科目等を開発・実施。

- 件数・単価：3件×約150百万円

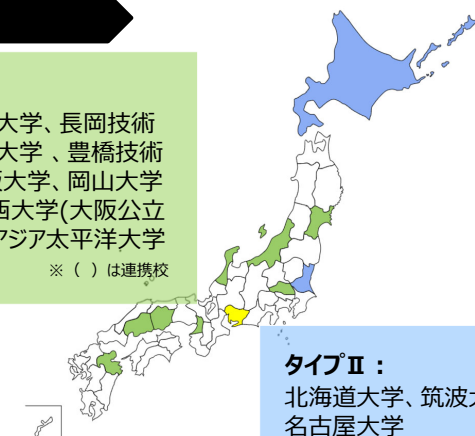
具体的取組例

- 現地の連携大学や地方公共団体、企業、NPO・NGO・国際機関等と連携し、これらの機関が所在しない活動する国内外の地域が抱える課題をテーマとする多文化共修科目等の開発・実施
- 海外拠点で行われる教育研究活動への参加者を始めとする、日本人学生の海外派遣

選定大学

タイプⅠ：

東北大学、埼玉大学、長岡技術科学大学、金沢大学、豊橋技術科学大学、大阪大学、岡山大学、広島大学、関西大学（大阪公立大学）、立命館アジア太平洋大学（九州工業大学） ※（ ）は連携校



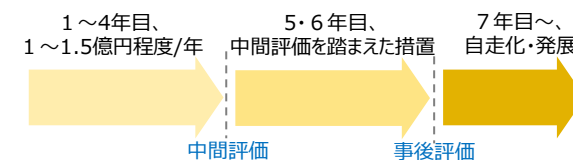
タイプⅡ：

北海道大学、筑波大学、名古屋大学

成果指標（共通）

- ①多文化共修（科目数・参加学生数等）
- ②大学全体の日本人学生の海外留学/外国人留学生数・割合
- ③外国人留学生の国内及び地域への就職人数・割合
- ④プログラム実施の前提となる大学の国際化（留学生・外国人教員/外国語による授業）

事業実施のイメージ（予算措置は6年）



（担当：高等教育局参事官（国際担当））

趣旨・目的

- 「未来を創造する若者の留学促進イニシアティブ＜J-MIRAI＞」を踏まえ、グローバルに活躍できる人材育成を強化。
 【2033年までの目標：日本人の海外留学50万人（うち高等教育段階38万人）、留学生受入れ40万人（同38万人）、国内就職等6割】
- ✓ より多くの日本人学生の留学のため、早期からの留学機運醸成や高校段階との連携とともに、経済的支援を含め安心して留学できる環境の整備が急務。
 - ✓ 優秀な外国人留学生を呼び込み、国際的に開かれた日本社会における活躍を促進（国内企業・自治体等への定着等）。
 - ✓ G7、ASEAN、インドをはじめとする重点地域との留学生交流・大学間交流の強化。

大学等の留学生交流の支援等

大学等の海外留学支援制度

96億円（89億円）

奨学金等支給による経済的負担の軽減

- ① 海外大学との協定に基づく留学生派遣の支援を拡充
 （早期留学経験により留学機運を醸成しつつ中長期留学の重点的促進）
 昨今の急激な物価高騰等に伴い奨学金単価の拡充
- ② 世界トップ大学の理系博士課程への留学支援の推進 等

- ・協定派遣型：56億円（55億円） 21.3千人分（21.3千人分）
- ・協定受入型：17億円（17億円） 5.2千人分（5.2千人分）
- ・大学院学位取得型：13億円（9億円） 0.4千人分（0.4千人分）
- ・学部学位取得型：10億円（7億円） 0.3千人分（0.3千人分） 等

海外留学支援制度を利用する日本人学生の留学継続緊急対策

【4億円】 ※令和6年度中の渡航を支援対象とする

優秀な外国人留学生の戦略的な受入れ

日本留学促進のための海外ネットワーク機能強化事業

5億円（5億円）

ASEANやインド等の重点地域を中心に、在外公館や関係機関、企業との連携のもと、学生の早期からのリクルートや帰国後のフォローアップまでを一体的に促進する日本留学サポート体制の強化を実施。

外国人留学生奨学金制度

219億円（224億円）

- ・国費外国人留学生制度 177億円（182億円） 10.7千人分（11.1千人分）
- ・留学生受入れ促進プログラム（学習奨励費） 32億円（32億円） 6.6千人分（6.6千人分）
- ・高度外国人材育成課程履修支援制度 2億円（2億円） 0.8千人分（0.8千人分） 等

留学生就職促進プログラム 1億円（1億円）

（独）日本学生支援機構運営費交付金（留学生事業）

59億円（61億円）

※留学生受入れ促進プログラム等の金額を除くと25億円（27億円）

留学を巡る諸外国の動向やデータ等の収集・分析・戦略提言の実施、留学生に対する学資金の支給、留学生宿舍の運営、日本留学試験等を実施。

（独）日本学生支援機構施設整備費 【5億円】

※（ ）内は前年度予算額、【 】内は令和6年度補正予算額

（担当：高等教育局参事官（国際担当））

外国人留学生の在籍管理について

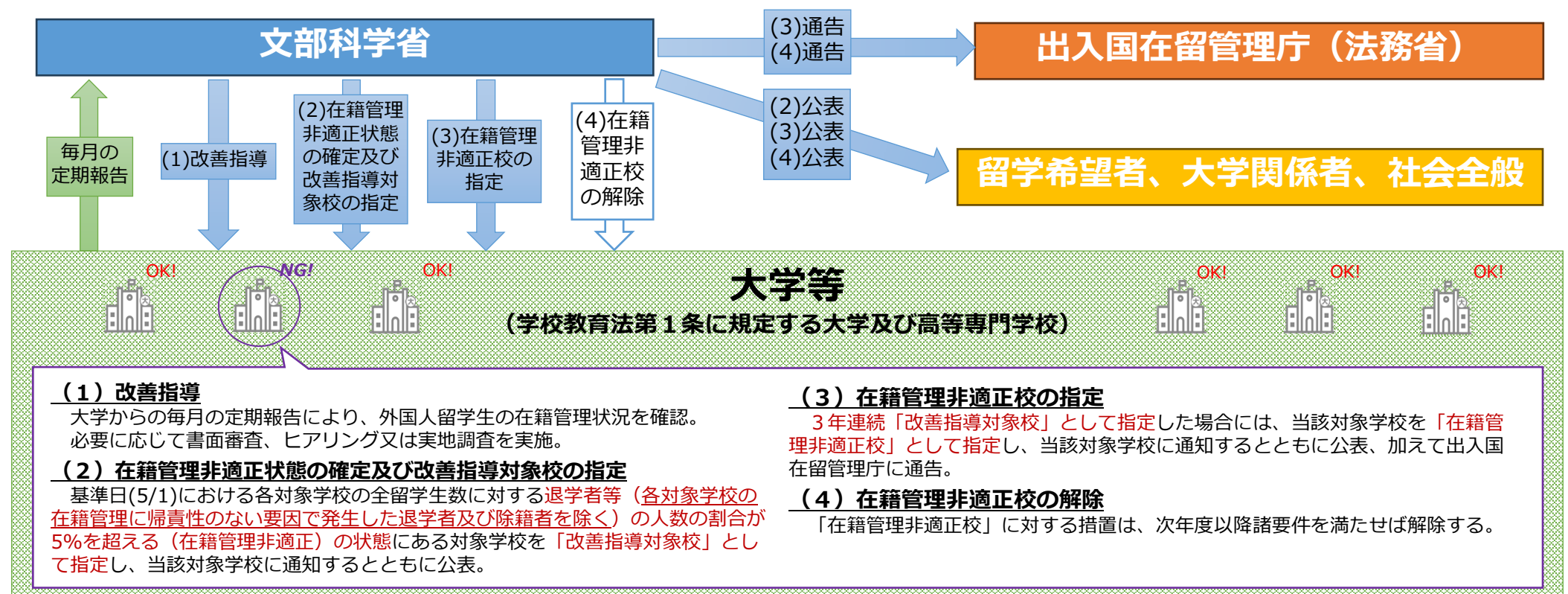
1. 背景

一部の教育機関において所在不明者や所在不明を理由とした除籍者が多く発生し、不法滞在・不法就労等につながっている実態が懸念されたことから「留学生の在籍管理の徹底に関する新たな対応方針（令和元年6月11日文部科学省・出入国在留管理庁）」を策定。

文部科学省において、在籍管理の徹底を各大学等へ再要請、退学者等の定期報告方法の見直し等を実施しつつ、出入国在留管理庁と連携して方針に基づいた対応策の制度化を検討することとなった。

上記対応方針及び教育未来創造会議第2次提言を踏まえ、留学生制度全体の信頼・信用を維持し、外国人留学生の受け入れを推進するため、「外国人留学生の在籍管理が適正に行われない大学等に対する指導指針（令和6年4月26日文部科学大臣決定）」を決定し、在籍管理の適正を欠く大学等に対する指導を実施。

2. スキーム（外国人留学生の在籍管理が適正に行われない大学等に対する指導指針）



3. スケジュール

令和6年度～指導指針の適用開始

令和7年度～「改善指導対象校」の指定開始

令和9年度～「在籍管理非適正校」の指定開始

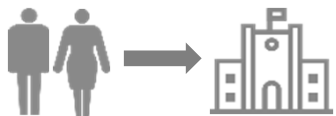
大学等における外為法に基づく安全保障貿易管理について

大量破壊兵器の開発や、通常兵器の過剰な蓄積をしている国等に高度な技術や貨物が渡ることによる国際的な脅威を未然に防ぐことが不可欠

⇒経済産業省等が所管する外為法に基づき、輸出や技術提供を行う全ての事業者は、適切な安全保障貿易管理を行うことが求められており、大学や研究機関等においても対応が必要

大学等の身近な例

●外国人研究者・留学生の受入れ



●国際共同研究



●外国出張



●国際学会



外為法に基づく安全保障貿易管理

●我が国では、「外国為替及び外国貿易法（外為法）」に基づき、適切な安全保障貿易管理が必要

●特に大学等が留意すべきことについては、経済産業省が「安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）」を作成し、周知・徹底を要請

大学等に求められる主な取組

●組織体制の整備・運用

- ・担当部署等の決定・設置
- ・関係規程の策定
- ・学内研修 等



●技術の提供や機器等の輸出の確認手続

- ・定められた手続の徹底
- （用途・相手先等の確認 等）



●研究者・留学生等の出入国等における確認手続

- ・留学生等への技術提供等に係る管理
- ・共同研究の実施時の管理 等



文部科学省の取組

●大学・研究機関等に安全保障貿易管理の徹底を要請する通知を发出

●文科省・経産省の共催で、**大学・研究機関等向けの説明会**を毎年実施

●**文科省主催の大学等向けの会議**においても、制度の周知・意識啓発を実施

●文科省・経産省合同で、**大学における体制整備等の状況確認のための調査**を毎年実施

今後の方向性

●引き続き、経済産業省と連携し、「安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス」の周知を図るなど、大学等における体制整備を進める。

●大学・研究機関等における**技術流出防止の強化と研究成果の創出・育成のバランス**を図りながら安全・安心を実現していくことが重要であり、現場の**研究者が萎縮することのないよう**、引き続き、関係府省庁と連携して取り組む。

大学における体制整備・規程策定状況【暫定値】

＜体制＞ 輸出管理担当部署の設置状況

2021年度調査

文科省・経産省合同調査
回答数：324校（対象329校）
【2022年4月時点】
国立大学 86校 (100%)
公立大学 32校 (78.0%)
私立大学 137校 (69.5%)
※前年度比 4.0%改善
計 255校 (78.7%)

2022年度調査

文科省・経産省合同調査
回答数：332校（対象335校）
【2023年4月現在】
国立大学 86校 (100%)
公立大学 36校 (85.7%)
私立大学 147校 (72.1%)
※前年度比 2.3%改善
計 269校 (81.0%)

2023年度調査

文科省・経産省合同調査
回答数：335校（対象336校）
【2024年4月現在】
国立大学 86校 (100%)
公立大学 40校 (95.2%)
私立大学 161校 (77.8%)
※前年度比 4.7%改善
計 287校 (85.7%)

＜規程＞ 関係規程の策定状況

2021年度調査

文科省・経産省合同調査
回答数：324校（対象329校）
【2022年4月時点】
国立大学 86校 (100%)
公立大学 30校 (73.2%)
私立大学 126校 (64.0%)
※前年度比 8.4%改善
計 242校 (74.7%)

2022年度調査

文科省・経産省合同調査
回答数：332校（対象335校）
【2023年4月現在】
国立大学 86校 (100%)
公立大学 35校 (83.3%)
私立大学 135校 (66.2%)
※前年度比 2.4%改善
計 256校 (77.1%)

2023年度調査

文科省・経産省合同調査
回答数：335校（対象336校）
【2024年4月現在】
国立大学 86校 (100%)
公立大学 39校 (92.9%)
私立大学 144校 (69.6%)
※前年度比 3.2%改善
計 269校 (80.3%)

【調査実施対象】

- 2021年度 国立大学 及び 医歯薬理工農情報獣医系学部等を持つ公私立大学の329校
- 2022年度 国立大学 及び 医歯薬理工農情報獣医系学部等を持つ公私立大学の335校
- 2023年度 国立大学 及び 医歯薬理工農情報獣医系学部等を持つ公私立大学の336校

大学における体制整備・規程策定状況等（2023年度調査結果詳細版【暫定値】）

以下体制整備・規程策定の項目への対応に加え、雇用契約や経済的利益等に基づき外国政府や外国法人（非居住者）の強い影響を受けている状態（特定類型）に該当する居住者への技術提供についてはみなし輸出の管理対象であることから、受け入れる教職員や留学生の特定類型該当性を確認する手続き及び該当者への技術提供がリスト規制・キャッチオール規制に該当するか確認する手続きを定めることを強く推奨します。

下線部（例）外国政府から留学資金の提供を受けている学生

※回答数は、国立大学86校、公立大学42校、私立大学207校の計335校。

	項目	国立	公立	私立	計
必須	①該非確認責任者を定めている大学数【※1】	86 (100.0%)	40 (95.2%)	153 (73.9%)	279 (83.3%)
	②安全保障貿易管理担当部署を設置している大学数【※2】	86 (100.0%)	40 (95.2%)	161 (77.8%)	287 (85.7%)
	※②のうち、専任部署を設置している大学数	11 (12.8%)	1 (2.5%)	4 (2.5%)	16 (5.6%)
	③安全保障貿易管理内部規程を策定している大学数【※3】	86 (100.0%)	39 (92.9%)	144 (69.6%)	269 (80.3%)
	(内部規定はないが、輸出・技術提供がリスト規制、キャッチオール規制の確認手続きを定めている大学数を含む)	86 (100.0%)	40 (95.2%)	152 (73.4%)	278 (83.0%)
推奨 (一部必須)	④外国人留学生等の受入れ時におけるリスト規制・キャッチオール規制の確認手続きを規程している大学数【※4】	86 (100.0%)	38 (90.5%)	135 (65.2%)	259 (77.3%)
	⑤取引相手先を確認している大学数（入口管理）【※5】	86 (100.0%)	40 (95.2%)	151 (72.9%)	277 (82.7%)
推奨	⑥帰国時の注意喚起を実施している大学数（出口管理）【※6】	69 (80.2%)	35 (83.3%)	105 (50.7%)	209 (62.4%)
	⑦リスト規制該当技術を持っていると回答した大学数	56 (65.1%)	19 (45.2%)	64 (30.9%)	139 (41.5%)

※1 貨物の輸出や技術の提供（入国後6ヶ月未満の留学生への教授等）を業とする大学は、該非確認責任者の選任が必須。

※2 経済産業省の指定するリスト規制該当技術を外国に提供等する大学は、輸出管理体制（業務分担・責任関係等）を定めることが必須。

※3 経済産業省の指定するリスト規制該当技術を外国に提供等する大学は、統括責任者の選任や、輸出管理体制や用途確認等の手続きを定めることが必須。

※4 技術提供全般において、確認手続きを規定することを推奨（リスト規制該当技術を外国に提供等する場合には、当該確認手続きの規定は必須。）

※5 取引全般において、取引相手先の確認を推奨（リスト規制該当技術等を外国に提供等する場合には、当該確認は必須。）

※6 出口管理において、安全保障貿易管理に係る注意喚起を実施することを推奨。